

# 平成18年度 事務事業評価表

所属 21100000  
都市整備部 街づ調整課

事務事業	092301 土地利用方針の策定					
	事業区分	経常事業	施策体系	0923	街並みの形成	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	用途地域指定区域 : 用途地域指定面積 ( 3 , 0 2 5 h a )					
事務事業意図	都市計画マスタープランで掲げる、新たな土地利用方針の実現に向け策定した「葛飾区用途地域等見直し方針」などに基づき、適正な土地利用の推進を図る。					
事務事業手段	平成14年度： 都市計画マスタープランで掲げる、新たな土地利用方針の実現に向け策定した「葛飾区用途地域等見直し方針」や「東京都の用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づき、地区計画等の整備手法を活用し、適正な土地利用を推進する。					
根拠法令	都市計画法6条・15条・53条					
現状と課題	用途地域等の一斉見直しは、これまで7～8年毎に行われてきているが、今後の用途地域等の変更は地区計画等を定めることが原則となった。住民合意に基づいた地域の特性に応じた街づくりとしての地区計画等により、良好な住環境の維持・向上を図っていく必要がある。					
成果・活動指標	成果指標：用途地域等の見直し面積（ha） 活動指標：用途地域等の見直し箇所数					
目標達成状況	成果指標1 [ ha ]	予定	0.00	5.20		
		実績	0.00			
	成果指標2 [ ]	予定				
		実績				
	活動指標1 [ 箇所 ]	予定	1.00	1.00		
		実績	0.00			
		単位数				
	活動指標2 [ ]	予定				
		実績				
		単位数				
トータルコスト (千円)	予定		1,920			
	実績	1,840				
総合評価	継続。今後も都市計画マスタープラン実現のため、適時適切な見直しを図っていく。					
事業評価	事業の必要性	はい。葛飾区都市計画マスタープランにおいて、都市構造整備の方針を掲げ、土地利用の方針のテーマとして、それぞれの地域の個性や特長を生かした、安全で活力と賑わいのあるまちづくりの実現を目指しており、必要な事業である。				
	民間活用	実施困難。区内の各地域が相互に補完し合いながら、区全体としてマスタープランに基づく調和した街となるよう、計画的な土地利用を推進するのは、基礎的自治体としての区の役割である。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。土地区画整理事業を施行すべき区域や地区計画制度における土地利用転換との連携、さらに大規模工場跡地等の土地利用転換に併せて、様々な手法を用いるなど、現行制度の有効活用を図っているところである。				
	経費削減余地	いいえ。今後も、土地区画整理と施行すべき区域の見直しを含む、土地利用の検討については、専門知識を有するコンサルタントを最大限活用する等、職員の作業を最小限とする。				

# コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 21100000

事務事業 092301

都市整備部 街づ調整課

土地利用方針の策定

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		1,740		
	直接費	事業費	(6)		0		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.20		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		180		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		180			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		1,920			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	1,660			
	直接費	事業費	(25)	0			
	職員人件費	人件費	(26)	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.20			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	180			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	180				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,840				

# 平成18年度 事務事業評価表

所属 21100000  
都市整備部 街づ調整課

事務事業	092302 生産緑地の指定					
	事業区分	経常事業	施策体系	0923	街並みの形成	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	対象 区 民 増減の傾向 微減					
事務事業意図	区内の生産緑地を計画的に保全することによって、良好な生活環境の形成および保全を図る。					
事務事業手段	<p>平成4年度：市街化区域内の農地のうち、保全する農地について、計画的な保全が図れるよう生産緑地の指定を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地の追加指定募集事務（公募申請受付 現地調査 素案作成 都へ協議 都市計画審議会へ原案提出）</li> <li>生産緑地の買取り請求の受付（受付 区及び都へ買取り希望の照会 請求者への回答 都市計画審議会へ原案提出）</li> <li>都市計画変更（追加・廃止）の手続き</li> </ul>					
根拠法令	生産緑地法					
現状と課題	生産緑地の追加指定希望者は、ほとんど見受けられない状況である。また、主たる農業従事者の高齢化に伴い、生産緑地の買取請求が増加し、緑地やオープンスペースが減少傾向の中で、都市における良好な生活環境の維持に高い役割を果たす生産緑地をいかに確保していくかが課題である。					
成果・活動指標	<p>成果指標：生産緑地面積（ha）</p> <p>活動指標：生産緑地の変更件数（都市計画決定件数）</p>					
目標達成状況	成果指標1 [ ha ]	予定	平成17年度	平成18年度		
		実績	30.40	30.43		
	成果指標2 [ ]	予定				
		実績	30.48			
	活動指標1 [ 件 ]	予定				
		実績	6.00	3.00		
		単位数	7.00			
	活動指標2 [ ]	予定				
		実績	302.29			
		単位数				
トータルコスト (千円)	予定		2,208			
	実績		2,116			
総合評価	継続。法律に基づく事務であること及びマスタープランで目指す良好な都市環境の保全を実現するための制度であることなどから、今後も引き続き実施していく。					
事業評価	事業の必要性	はい。生産緑地法に基づく、都市計画事務である。また、市街化区域内の保全する農地を都市計画法上の生産緑地に指定し、オープンスペースや緑地の確保を図り、良好な都市環境を保全することが必要である。				
	民間活用	実施困難。市街化区域内の保全する農地を都市計画法上の生産緑地に指定することで、葛飾区都市計画マスタープランで示す総合的な街づくりの一環として、オープンスペースや緑地の確保を図り、良好な都市環境の保全を図る事務で、民間活用はできない。				
	成果向上余地	いいえ。生産緑地の指定に当たっては、農地所有者の指定意向が必要で、区の意思のみで指定の拡大は不可能である。また、公園や都市計画道路などの整備を前提とする公共側の農地購入については、厳しい財政状況から限定的とならざるを得ない状況である。				
	経費削減余地	あまりない。指定及び指定の解除については、都市計画決定の手續に係る事務は必ず発生するもので、最低限の人員は必要である。				

# コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 21100000

事務事業 092302

都市整備部 街づ調整課

生産緑地の指定

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		2,001		
	直接費	事業費	(6)		0		
	職員人件費	人件費	(7)		2,001		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.23		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.23		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		207		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		207		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		2,208		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	1,909			
	直接費	事業費	(25)	0			
	職員人件費	人件費	(26)	1,909			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.23			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.23			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	207			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	207			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	2,116			

## 平成18年度 事務事業評価表

所属 21100000

都市整備部 街づ調整課

事務事業	092303 都市計画及び基本方針策定					
	事業区分	経常事業	施策体系	0923	街並みの形成	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	区民及び事業者 区内全域					
事務事業意図	学識経験者等で構成する都市計画審議会における慎重な審議や都市計画決定の適切な処理を行うとともに、区民、事業者、区の3者の協働によるまちづくりを推進し、都市計画マスタープランの基本理念に基づいて、区民の主体的な参加によるまちづくりを実現する。					
事務事業手段	都市計画審議会...都市計画法に基づき設置した、付属機関 都市計画案等の作成、都との調整、住民に対する事前説明、審議会の運営、都市計画の告示、図書の縦覧、公聴会の開催等都市計画決定の手続き 街づくり条例...都市計画マスタープランの実現の方策 区民・事業者・区の3者の協働による「パートナーシップ型」の街づくりと街づくりへの区民の主体的な参画の仕組みとルールを定める。 学識経験者、区民等の参加を得て「検討委員会」設置し、条例の素案を検討する。					
根拠法令	都市計画法、葛飾区都市計画審議会条例					
現状と課題	都市計画の確実な実現を図る観点から、これまで以上に都市計画決定手続きにおける区民意見の反映や都市計画に係わる情報公開などが求められている。 街づくり条例は、都市計画マスタープランとともに今後進めていく街づくりの両輪として街づくりに欠かせないものである。					
成果・活動指標	成果指標：都市計画マスタープランに掲げる事業等の実現件数 活動指標：1都市計画審議会開催回数 2まちづくり推進のための検討委員会開催回数					
目標達成状況	成果指標1 [ 件 ]	予定	11.00	11.00		
		実績	5.00			
	成果指標2 [ ]	予定				
		実績				
	活動指標1 [ 回 ]	予定	4.00	3.00		
		実績	4.00			
		単位数	3,840.00			
	活動指標2 [ 回 ]	予定	3.00	2.00		
		実績	4.00			
		単位数	3,840.00			
トータルコスト (千円)	予定		22,066			
	実績	15,360				
総合評価	継続。今後も、これまで以上に都市計画決定手続きにおける区民意見の反映や都市計画に関わる情報公開などを進める。また、街づくり条例については、マスタープランの実現に向けて、制定について継続して取り組み、条例の運用に係る投入量を増加し、成果の向上を図る。					
事業評価	事業の必要性	はい。都市計画審議会は、法に基づき設置しているもので、マスタープランの理念や地域の実態に即した街づくりを専門的な見地から審議するもの。街づくり条例は、マスタープランの実現に向けた不可欠なルールであり、早急な制定が求められている。				
	民間活用	実施困難。都市計画審議会は、特定の利害に左右されない公平な議論の場であり、こうした審議会の運営は公の役割である。また、街づくり条例は、マスタープランの実現に向けた不可欠なツールとして、制定に向けて検討を進めているところである。				
	成果向上余地	はい。都市計画については、案の段階から区民の意見が反映されるよう、公聴会のほか関係者への説明会を積極的に開催し、情報提供に努める。また、街づくり条例については、広く利用されるツールとして、条例の制定経過を含め広く情報提供を行う。				
	経費削減余地	あまりない。都市計画審議会では、計画決定を厳密に求めない案件をまとめるなどし、開催回数の縮減に努めている。また、街づくり条例については、検討委員会の委員謝礼など、最低限の経費で行っている。				

# コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 21100000

事務事業 092303

都市整備部 街づ調整課

都市計画及び基本方針策定

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		20,050		
	直接費	事業費	(6)		562		
	職員人件費	人件費	(7)		19,488		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		2.24		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		2.24		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		2,016		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		2,016			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		22,066			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	13,947			
	直接費	事業費	(25)	916			
	職員人件費	人件費	(26)	13,031			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	1.57			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.57			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	1,413			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	1,413				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	15,360				

平成18年度 事務事業評価表

所属 21100000  
都市整備部 街づ調整課

事務事業	092304 建築審査会委員報酬（建築審査会の運営）					
	事業区分	経常事業	施策体系	0923	街並みの形成	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	・建築基準法上審査会の同意をを求める案件について許可を求める者等					
事務事業意図	・建築基準法の処分の公平性及び適法性を第三者機関の審査により、担保するものであり今後とも円滑な運営を図っていかなければならない。					
事務事業手段	開始年度 昭和25年度 ・専門知識を有する委員により、建築基準法に規定する同意と審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、重要事項を調査審議するために置かれる法定・必置の区長の附属機関である。（委員構成）委員 5名 専門調査員 1名（審査会の開催）平成17年度 10回 審査請求は、なし（審査会の報酬） 会長 22,000円 委員 20,000円					
根拠法令	建築基準法第78条、葛飾区建築審査会条例					
現状と課題	本区における同意案件のうち大部分については、建築基準法の道路に接道していない敷地と道路との関係によるただし書の建築物に関するものであり、今後とも減少することないと思われる。一方、地区計画の計画決定の増加やハートビル法の施行に伴ない新たな同意案件が増加することも予想される。					
成果・活動指標	成果指標 審査会への付議案件数 審査会の開催件数 活動指標 審査会への付議案件数 審査会の開催件数					
目標達成状況	成果指標1 [ 件 ]	予定	平成17年度	平成18年度		
		実績	36.00	36.00		
	成果指標2 [ 回 ]	予定	12.00	12.00		
		実績	469.00			
	活動指標1 [ 件 ]	単位コスト	65.83			
		予定	36.00	36.00		
		実績	46.00			
	活動指標2 [ 回 ]	単位コスト	302.80			
		予定	12.00	12.00		
		実績	10.00			
トータルコスト (千円)	予定	0	3,628			
	実績	3,028				
総合評価	継続。建築基準法上の必置の機関であり、付議案件についても横ばい傾向にある。今後も適正な審査会運営を行う					
事業評価	事業の必要性	はい。建築基準法上の必置機関であり、建築行政の公平性及び適法性を担保するものである				
	民間活用	実施済。審査会委員は民間により構成されている				
	成果向上余地	いいえ。審査会の運営は適正である				
	経費削減余地	いいえ。審査請求に対する採決及び同意案件に対する同意については、一定の期間内に請求者及び許可申請者に対して回答しなければならず、開催数を圧縮することは、困難である				

# コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 21100000

事務事業 092304

都市整備部 街づ調整課

建築審査会委員報酬（建築審査会の運営）

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		3,448		
	直接費	事業費	(6)		1,708		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.20		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20		
	調整額	間接費	(12)	0	0		
		(加算)減価償却費	(13)	0	0		
		(加算)金利	(14)	0	180		
		(加算)退職給与引当	(15)	0	0		
		(控除)コスト対象外	(16)	0	0		
		(控除)雑収入	(17)	0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		0	180		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		0	3,628		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	2,848			
	直接費	事業費	(25)	1,188			
	職員人件費	人件費	(26)	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.20			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	180			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)		180			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)		3,028			



## 平成18年度 事務事業評価表

所属 21200000

都市整備部 街づくり推進課

事務事業	092305 土地利用の指導・許可					
	事業区分	経常事業	施策体系	0923	街並みの形成	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	都市計画区域内・地区計画区域内・開発区域内の区民及びその周辺区民					
事務事業意図	区民がより安全で良好な居住環境を享受することができるようにしていく。					
事務事業手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内全域における用途地域の問い合わせ等に対応すると共に、都市計画法、風致地区条例、地区計画条例その他関係法令で規制、誘導される区域内で、建築行為等を行なうものに対し、基準等に基づいて許可の処分等を行なう。</li> <li>国土利用計画法に基づく土地取引の届け出による監視</li> <li>地域の産業やまちづくりにさまざまな影響を与える大規模工場跡地開発等について、地区計画や用途地域指定などの都市計画制度もよりどころとして、指導誘導していく。（三菱製紙工場跡地開発・東洋インキ工場跡地開発・柴又帝釈天周辺地区）</li> </ul>					
根拠法令	都市計画法、風致地区条例、地区計画条例、国土利用計画法					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>新宿六丁目地区（三菱工場跡地開発）・青戸七丁目地区（東洋インキ工場跡地開発）等の、大規模工場跡地開発関連の、都市計画決定等に向けた事務量が集中、増加への対応。</li> <li>窓口業務の問い合わせ件数増加、総合窓口化に対する対応。</li> </ul>					
成果・活動指標	成果指標 工場跡地を活用して魅力ある街づくりがすすめられていると思う区民の割合 成果指標 建築物の建替え率 活動指標 用途地域等指導件数 活動指標 都市計画法53条等の指導件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度		
	成果指標1 [ % ]	予定	0.00	24.70		
		実績	24.10			
	成果指標2 [ % ]	予定	0.00	4.00		
		実績	2.00			
	活動指標1 [ 件 ]	予定	12,000.00	12,000.00		
		実績	15,000.00			
		単位コスト	1.35			
	活動指標2 [ 件 ]	予定	70.00	70.00		
		実績	45.00			
単位コスト		450.22				
トータルコスト (千円)	予定		29,520			
	実績	20,260				
総合評価	継続。基本構想を受けた都市計画マスタープランで示す「安心して住み憩い働き続けられる川の人情都市かつしか」の実現を、土地利用の面から支える計画的な取り組みは今後も欠かせない。					
事業評価	事業の必要性	はい。都市計画区域内、風致地区内、地区計画区域内に於ける建築指導や大規模工場跡地開発における指導誘導によって、都市計画マスタープランに掲げる将来像の実現を図るためには必要不可欠な事業である。				
	民間活用	実施困難。区内各地区が、それぞれの個性と特徴を持ちつつ相互に補完しながら、区全体として都市計画マスタープランに基づく調和した街となるよう、計画的な土地利用を進めることができるのは基礎的自治体としての区のみである。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。都市計画区域内に於ける届出等は法令による事務であることから工夫の余地があまりない。しかし、大規模工場跡地開発では、区の考え方をまちづくり方針として纏め、地区計画制度等の活用を図り強力に指導誘導を行っている。				
	経費削減余地	いいえ。用途地域の指導等については、問い合わせが集中するときや、手薄のときに窓口業務以外の事務が中断され、効率的な事務の執行が阻害されている。今後は、単純な用途地域の問い合わせについて、事務執行方式の見直し等の中で事務改善を図っていく。				

# コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 21200000

事務事業 092305

都市整備部 街づ推進課

土地利用の指導・許可

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		27,090		
	直接費	事業費	(6)		0		
	職員人件費	人件費	(7)		27,090		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		3.70		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		3.70		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		2,430		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		2,430		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		29,520		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	18,640			
	直接費	事業費	(25)	0			
	職員人件費	人件費	(26)	18,640			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	2.80			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	2.80			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	1,620			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	1,620			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	20,260			

平成18年度 事務事業評価表

所属 21400000  
都市整備部 建築課

事務事業	092306 都市計画法 5 3 条許可					
	事業区分	経常事業	施策体系	0923	街並みの形成	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	都市計画施設等の区域内に新たに建築する建築物					
事務事業意図	都市計画事業の支障となる建築物の建築を制限することにより、事業の円滑な執行を図る。					
事務事業手段	昭和44年度開始。 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築する建築物が、事業の支障とならないよう、許可制度により建築を制限する。					
根拠法令	都市計画法					
現状と課題	都市計画施設内の暫定的な土地利用を図るために必要な事業であり、都市計画施設又は市街地開発事業の整備進捗を図っていくことが必要である。					
成果・活動指標	成果1：許可件数 活動1：申請受付件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度		
	成果指標1 [ 件 ]	予定	500.00	500.00		
		実績	454.00			
	成果指標2 [ ]	予定				
		実績				
	活動指標1 [ 件 ]	予定	500.00	500.00		
		実績	454.00			
		単位コスト	6.08			
	活動指標2 [ ]	予定				
		実績				
単位コスト						
トータルコスト (千円)	予定		2,880			
	実績	2,760				
総合評価	継続。法定の事業であるとともに、都市計画施設内の暫定的な土地利用を図るためにも引き続き実施していくべきである。					
事務事業評価	事業の必要性	はい。都市計画施設区域内の建築物の制限を図ることにより、都市計画施設整備時の費用負担を軽減し、整備の推進に寄与している。				
	民間活用	実施困難。法に基づく許可に関する事務である。また、都市計画施設区域内の暫定的な土地利用を図るために必要な事業であり、本区において実施すべき事務である。				
	成果向上余地	いいえ。法定業務であり、許可にあたっては、基準に則し行うため効果を上げる余地は少ない。				
	経費削減余地	いいえ。都市計画道路の計画線の表示については、地権者の権利を制限する業務であるため、法に基づいた適切な業務執行が求められており、コストを下げる余地はない。				

# コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 21400000

事務事業 092306

都市整備部 建築課

都市計画法 5 3 条許可

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		2,610		
	直接費	事業費	(6)		0		
	職員人件費	人件費	(7)		2,610		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.30		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.30		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		270		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		270			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		2,880			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	2,490			
	直接費	事業費	(25)	0			
	職員人件費	人件費	(26)	2,490			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.30			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.30			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	270			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	270				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	2,760				

平成18年度 事務事業評価表

所属 21500000  
都市整備部 道路管理課

事務事業	092307 屋外広告物許可事務					
	事業区分	経常事業	施策体系	0923	街並みの形成	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区内に掲出許可済の屋外広告物の申請者 ・ 屋外広告物許可申請者数 393人					
事務事業意図	・ 屋外広告物を適正に掲出させることにより、公衆に対する危害を防止するとともに、街の美観風致を維持する。					
事務事業手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物の許可申請の受付・審査・許可事務、無許可の掲示広告物の指導（勸奨通知発送、電話連絡）等を行っている。</li> <li>・ 屋外広告物に対する啓発活動として、自治町会・ボランティア団体などと協力して違反屋外広告物追放キャンペーンの実施をしている。</li> <li>・ ボランティア団体登録による（葛飾区違反広告物除却協力員制度、平成17年4月施行）違反広告物の除却活動を金町・亀有・新小岩の駅周辺で実施している。</li> </ul>					
根拠法令	屋外広告物法、都屋外広告物条例、区事務手数料条例、違反広告物除却協力員制度要綱					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業は、東京都事務の事務処理の特例条例により特別区が事務処理を行っている。</li> <li>・ 屋外広告物の許可件数は、その大半が継続許可であり、ほぼ横ばいで推移している。</li> <li>・ 違反屋外広告物については、区の除却事業と違反広告物除却協力員による活動との連携を図りながら展開していくことが必要である。</li> </ul>					
成果・活動指標	成果1 屋外広告物許可等件数前年度比率 成果2 違反屋外広告物追放キャンペーン参加人数 活動1 屋外広告物許可等件数 活動2 違反屋外広告物追放キャンペーン回数					
目標達成状況	成果指標1 [ % ]	予定	平成17年度	平成18年度		
		実績	107.80	101.80		
	成果指標2 [ 人 ]	予定	200.00	180.00		
		実績	161.00			
	活動指標1 [ 件 ]	予定	290.00	290.00		
		実績	339.00			
		単位コスト	16.70			
	活動指標2 [ 回 ]	予定	4.00	3.00		
		実績	4.00			
		単位コスト	1,415.00			
トータルコスト (千円)	予定		5,856			
	実績	5,660				
総合評価	継続。屋外広告物法に基づく事務で、街の美観・風致の維持や公衆に対する危害防止を目的として行っている事業であることから継続すべき事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。屋外広告物法に基づく法定事務で、美観・風致の維持や公衆に対する危害防止を目的とする、許認可事業として必要である。				
	民間活用	実施困難。屋外広告物法に基づく許認可事務であることから民間活用は難しい。				
	成果向上余地	はい。未申請者に対する申請の働きかけを行う等、成果向上の余地はある。				
	経費削減余地	いいえ。必要最低限の体制と経費で対応していることからコストを削減することは難しい。				

# コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 21500000

事務事業 092307

都市整備部 道路管理課

屋外広告物許可事務

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		9,950		
		一般財源	(5)		-4,634		
	直接費	事業費	(6)		96		
	職員人件費	人件費	(7)		5,220		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.60		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.60		
	間接費	(12)		0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		540		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		540			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		5,856			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	9,930			
		一般財源	(24)	-4,810			
	直接費	事業費	(25)	140			
	職員人件費	人件費	(26)	4,980			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.60			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.60			
	間接費	(31)	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	540			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	540				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	5,660				

平成18年度 事務事業評価表

所属 21500000  
都市整備部 道路管理課

事務事業	092308 地籍調査事業					
	事業区分	経常事業	施策体系	0923	街並みの形成	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	葛飾区内の市街化区域の地籍 葛飾区市街化区域 30.25 km <sup>2</sup>					
事務事業意図	区内の市街化区域の土地について、その所有者・地番・及び地目の調査、並びに地積、境界を明らかにし、正確な地図及び簿冊を作成し、公共事業の円滑な実施や土地利用計画の策定、災害復興などに必要な基礎資料となるほか、作成された地図及び簿冊は、法務局に送付され、土地取引の迅速化に貢献する。					
事務事業手段	平成8年度開始【地籍調査事業】昭和26年に「国土調査法」が制定され、既に50年以上が経過しており、地籍調査の進捗率は全国で46%、都市部においては、19%にとどまっているのが現状である。このため、平成12年に閣議決定された第5次国土調査事業10ヵ年計画に基づき、調査を一層推進していく観点から、進捗の遅れている都市部においては、平成14年度から、民間の専門技術者のより積極的な活用等を内容とする都市再生地籍調査事業を実施している。区においても平成14年度より都市再生地籍調査事業を実施し、地籍調査の積極的な推進に努めている。					
根拠法令	国土調査法					
現状と課題	【現状】葛飾区における地籍調査の進捗率は平成17年4月現在で約9.8%であり、全国の都市部の平均19%を大きく下回っている。 【課題】地籍調査の進捗率の向上及び地籍情報の適正な管理、更新が課題となっている。					
成果・活動指標	【成果指標】 進捗率 = 事業換算累計面積 ÷ 葛飾区内の市街化区域面積 (30.25 km <sup>2</sup> ) 事業換算面積 = 同一箇所を街区調査、一筆調査等重複して実施するため、合計して1となるよう換算した面積 【活動指標】 事業換算面積 事業換算累計面積					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度		
	成果指標1 [ % ]	予定	11.00	12.00		
		実績	11.00			
	成果指標2 [ ]	予定				
		実績				
	活動指標1 [ km <sup>2</sup> ]	予定	0.36	0.29		
		実績	0.36			
		単位数	205,272.22			
	活動指標2 [ km <sup>2</sup> ]	予定	3.32	3.61		
		実績	3.32			
単位数		22,258.43				
トータルコスト (千円)	予定		76,240			
	実績	73,898				
総合評価	継続。国土調査法に基づく法定事務であり、地方自治体が行う役割が明記されている。本区は、23区の中においても先駆的な存在であることから、国及び都からも都市部調査のモデル自治体になっている。震災復興の際に即、対応ができる資料となることから重要な業務であり、継続すべき事業である。					
事業評価	事業の必要性	はい。震災復興や区民が行う建築確認申請書の添付図面などの際に即、対応ができることなど活用面の重要性や法定事務等の理由から必要である。				
	民間活用	実施済。委託業者に対する指導・監督はあるものの、測量作業等については既に業務委託済みである。				
	成果向上余地	はい。法務局等関連機関との調整を行い、土地家屋調査士が行っている民間ベースでの測量を活用することによって、期間の短縮を図るなど成果の向上が期待できる。				
	経費削減余地	いいえ。測量作業の単価は、国基準に拠るものでありコストの削減は難しい。				

# コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 21500000

事務事業 092308

都市整備部 道路管理課

地籍調査事業

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		28,536		
		都道府県支出金	(2)		14,268		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		32,086		
	直接費	事業費	(6)		61,840		
	職員人件費	人件費	(7)		13,050		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		1.50		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.50		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		1,350		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		1,350		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		76,240		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	44,985			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	27,563			
	直接費	事業費	(25)	60,098			
	職員人件費	人件費	(26)	12,450			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	1.50			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.50			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	1,350			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	1,350			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	73,898			